



宿泊税に関するお知らせ

旅行業関係の皆様へ

北海道

北海道宿泊税の概要

北海道宿泊税の目的

北海道では、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に宿泊税を導入します。

北海道宿泊税の制度概要

課税客体	北海道内に所在するホテルや旅館、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為								
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者								
税率	<table border="1"><thead><tr><th>宿泊料金(1人1泊)</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>2万円未満</td><td>100円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満</td><td>200円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>500円</td></tr></tbody></table>	宿泊料金(1人1泊)	税率	2万円未満	100円	2万円以上5万円未満	200円	5万円以上	500円
宿泊料金(1人1泊)	税率								
2万円未満	100円								
2万円以上5万円未満	200円								
5万円以上	500円								
課税免除	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課しません。 <ul style="list-style-type: none">学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者								
徴収・納入方法	宿泊者(納税義務者)は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。 宿泊施設は、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、北海道へ申告・納入します。								
課税開始時期	令和8年(2026年)4月1日								

宿泊税を導入する道内市町村

導入済み	倶知安町、ニセコ町、赤井川村
令和8年(2026年)4月導入	札幌市、小樽市、留寿都村、洞爺湖町、函館市、旭川市、富良野市、占冠村、北見市、網走市、小清水町、帯広市、音更町、新得町、釧路市

宿泊税を導入する道内市町村の宿泊税の制度概要（共通事項）

課税客体	上記市町村内に所在するホテルや旅館、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
税率	地域によって税率が異なるため、詳細はP5. 6「税率一覧」を参照ください。
課税免除	道と同じ。(ニセコ町、赤井川村、洞爺湖町、函館市及び富良野市を除く) ※課税免除の対象が異なるニセコ町、赤井川村、洞爺湖町、函館市及び富良野市については、P8以降に記載の市町村HPより詳細をご確認ください。
徴収・納入方法	宿泊者(納税義務者)は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。 宿泊施設は、宿泊料金と併せて当該市町村と北海道の宿泊税を徴収し、まとめて当該市町村へ申告・納入します。(当該市町村から、北海道宿泊税分を北海道へ払い込みます。) ※赤井川村内の宿泊施設は、赤井川村と北海道それぞれに、宿泊税を申告納入します。
課税開始時期	令和8年(2026年)4月1日

01 | 宿泊者への周知にご協力をお願いします。 ※可能な範囲での対応をご検討ください。

【具体例】

- ホームページの予約申込画面やパンフレット等に、宿泊税の有無について記載する。
- 宿泊税の支払方法を掲載する(クレジットカード払いや現地払いなど)。
- 宿泊予約サイトに、北海道や宿泊税を導入する道内市町村の宿泊税概要やHPのリンクを掲載する。

リンク先URLは、P7以降の「問い合わせ先」をご参照ください。

02 | 各宿泊施設への周知にご協力をお願いします。 ※可能な範囲での対応をご検討ください。

【具体例】

- 予約サイトの販売価格設定時に、宿泊税を含めるか等について宿泊施設に確認する。
- 宿泊施設が企画するプランに、宿泊税が含まれているか等を確認する。

03 | 領収書への宿泊税の記載にご協力をお願いします。

宿泊税を事前決済した場合は、宿泊税の名称と金額を領収書に記載するようご協力をお願いします。
※ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

北海道宿泊税に係る課税免除の手続きについて

下記の学校等が主催する修学旅行等の行事等については、宿泊施設へ証明書の提出がある場合は、課税免除となります。課税免除の対象についてご確認いただき、該当する宿泊者へ、手続きのご案内をお願いします。

【課税免除対象】

免除される場合	免除される人
学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行 その他学校行事	<ul style="list-style-type: none"> 参加している幼児、児童、生徒及び学生 引率者
次の施設が主催する行事 <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う施設 保育所及び認可外保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の幼児 引率者

課税免除を受けるには、学校長等が作成した「修学旅行等であることの証明書」(任意様式)を、宿泊施設に提出する必要があります。

※証明書の提出がない場合は、課税免除となりませんのでご注意ください。

※ 証明書の様式は、北海道のHPをご参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html#chapter-5>

【様式】

市町村宿泊税の導入市町村に係る課税免除の手続きについて

宿泊税の導入市町村における課税免除の手続きについては、各市町村のHPをご参照のうえ、該当する宿泊者へ、手続きのご案内をお願いします

なお、市町村の様式で証明書を提出することにより、基本的には道の様式による証明は不要となります。

※ニセコ町、赤井川村、洞爺湖町、函館市及び富良野市においては課税免除の対象が道と異なる場合があるため、必要な手続きや証明書については市町村HPをご確認ください。

北海道内宿泊税率一覧(2026年4月1日以降)

※令和8年(2026年)4月時点

宿泊地域		宿泊料金(1人1泊)	税率
北海道	(全域)	2万円未満	100円
		2万円以上5万円未満	200円
		5万円以上	500円

北海道の宿泊税のほか、下記のとおり地域によって別途、市町村の宿泊税がかかります。

宿泊地域		宿泊料金(1人1泊)	市町村税率	道と市町村の合計税率	
道央エリア	札幌市	5万円未満	200円	2万円未満 300円 2万円以上5万円未満 400円	
		5万円以上	500円	1,000円	
		小樽市	一一定額	200円	2万円未満 300円 2万円以上5万円未満 400円 5万円以上 700円
	二セコ町		5,000円以下	100円	200円
			5,001円以上2万円未満	200円	300円
		2万円以上5万円未満	500円	700円	
		5万円以上10万円未満	1,000円	1,500円	
		10万円以上	2,000円	2,500円	
	留寿都村	2万円未満	100円	200円	
		2万円以上5万円未満	200円	400円	
		5万円以上	500円	1,000円	
	倶知安町	一一定率	3%	※3%に道税分を含む	
	赤井川村	8,000円以上2万円未満	200円	8,000円未満 100円 8,000円以上2万円未満 300円	
		2万円以上	500円	2万円以上5万円未満 700円 5万円以上 1,000円	
	洞爺湖町	2万円未満	200円	300円	
		2万円以上5万円未満	500円	700円	
		5万円以上	1,000円	1,500円	

北海道内宿泊税率一覧(2026年4月1日以降)

※令和8年(2026年)4月時点

宿泊地域		宿泊料金(1人1泊)	市町村税率	道と市町村の合計税率	
道南エリア	函館市	2万円未満	100円	200円	
		2万円以上5万円未満	200円	400円	
		5万円以上10万円未満	500円	1,000円	
		10万円以上	2,000円	2,500円	
道北エリア	旭川市	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	富良野市	2万円未満	200円	300円	
		2万円以上5万円未満	300円	500円	
		5万円以上	500円	1,000円	
	占冠村	2万円未満	100円	200円	
		2万円以上5万円未満	200円	400円	
		5万円以上	500円	1,000円	
道東エリア	北見市	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	網走市	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	小清水町	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	帯広市	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	音更町	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
			5万円以上	700円	
新得町	5千円未満	50円	150円		
	5千円以上2万円未満	100円	200円		
	2万円以上5万円未満	200円	400円		
	5万円以上	500円	1,000円		
釧路市	一律定額	200円	2万円未満	300円	
			2万円以上5万円未満	400円	
			5万円以上	700円	

北海道宿泊税 問い合わせ先

		問い合わせ先	HP
北海道庁	(徴収事務等) 札幌道税事務所税務管理部 課税第二課宿泊税係	電話 011-204-5299	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html
		メール somu.zeimu3@pref.hokkaido.lg.jp	
	(使途等) 経済部観光局監振興課	電話 011-206-6896	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/230824.html
		メール kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp	

市町村宿泊税 問い合わせ先

		問い合わせ先		HP
札幌市	(徴収事務等) 中央市税事務所諸税課 事業所税係(宿泊税担当)	電話	011-596-6818	https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/index.html
		メール	shukuhakuzei@city.sapporo.jp	
	(使途等) 経済観光局観光・MICE推進部 観光・MICE推進課	電話	011-211-2376	
		メール	kanko@city.sapporo.jp	
小樽市	(徴収事務等) 財政部市民税課	電話	0134-32-4111(241)	https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025032800044/
		メール	siminzei@city.otaru.lg.jp	
	(使途等) 産業港湾部観光振興室	電話	0134-32-4111(7450)	
		メール	kanko@city.otaru.lg.jp	
二七〇町	(徴収事務等) 税務課税務係	電話	0136-56-8838	https://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/tax/syukuhakuzei/
		メール	zeimu@town.niseko.lg.jp	
	(使途等) 商工観光課商工観光係	電話	0136-56-8843	
		メール	kankou@town.niseko.lg.jp	
留寿都村	(徴収事務等) 総務課税務室	電話	0136-46-3131	https://www.vill.rusutsu.lg.jp/hotnews/detail/00004263.html
		メール	s-zeimu@vill.rusutsu.lg.jp	
	(使途等) 企画観光課	電話	0136-46-3131	
		メール	s-kikaku@vill.rusutsu.lg.jp	
倶知安町	(制度全般) 総合政策課	電話	0136-56-8001	https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/
		メール	sousei@town.kutchan.lg.jp	
	(徴収事務等) 税務課	電話	0136-56-8002	
		メール	syukuhakuzei@town.kutchan.lg.jp	
	(使途等) 観光商工課	電話	0136-23-3388	
		メール	kankou@town.kutchan.lg.jp	
赤井川村	住民課税務係	電話	0135-48-6278	https://www.akaigawa.com/宿泊税について/
		メール	jiyuminka1@vill.akaigawa.lg.jp	

市町村宿泊税 問い合わせ先

		問い合わせ先	HP
洞爺湖町	(徴収事務等) 総務部住民税務課	電話 0142-74-3003 メール kazei@town.toyako.hokkaido.jp	http://www.town.toyako.lg.jp/town_guide/tax_insurance_pension/tax/syukuhakuzei/
	(使途等) 経済部観光振興課	電話 0142-75-4400 メール kankou@town.toyako.hokkaido.jp	
函館市	(徴収事務等) 財務部税務室市民税担当 法人・諸税部門 宿泊税担当	電話 0138-21-3002 メール shozei1@city.hakodate.hokkaido.jp	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025030700209/
	(使途等) 観光部観光総務課 観光戦略担当	電話 0138-21-3396 メール hako-kan1@city.hakodate.hokkaido.jp	
旭川市	(徴収事務等) 税務部税制課	電話 0166-25-5604 メール zeisei@city.asahikawa.lg.jp	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/1145/d081760.html
	(使途等) 観光スポーツ部観光課	電話 0166-25-7168 メール kankou@city.asahikawa.lg.jp	
富良野市	(徴収等) 市民生活部税務課	電話 0167-39-2302 メール zehmu-ka@city.furano.hokkaido.jp	https://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/1145721.html
	(使途等) 経済部商工観光課	電話 0167-39-2312 メール kankou@city.furano.hokkaido.jp	
占冠村	総務課税務担当	電話 0167-56-2121 メール zeimu@vill.shimukappu.lg.jp	https://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/kikaku/dnogph000000l0u.html
北見市	(徴収事務等) 総務部市民税課	電話 0157-25-1114 メール shiminzei@city.kitami.lg.jp	https://www.city.kitami.lg.jp/administration/life/detail.php?content=13525
	(使途等) 商工観光部観光振興室	電話 0157-25-1244 メール kanko@city.kitami.lg.jp	

市町村宿泊税 問い合わせ先

問い合わせ先			HP
網走市	(徴収事務等) 企画総務部税務課市民税係	電話 0152-67-5408 メール zusr-ks-zeimu-shimin@city.abashiri.hokkaido.jp	https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/7/
	(使途等) 観光商工部観光課観光振興係	電話 0152-67-5470 メール zusr-kk-kanko-kanko@city.abashiri.hokkaido.jp	https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/17/
小清水町	(徴収事務等) 町民生活課税務係	電話 0152-62-4479 メール zeimumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp	https://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00010695.html
	(使途等) 産業課商工観光係	電話 0152-62-4481 メール syoukoumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp	
帯広市	(徴収事務等) 政策推進部税務室市民税課	電話 0155-65-4119 メール civil_tax@city.obihiro.hokkaido.jp	https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/1019186/index.html
	(使途等) 経済部観光交流室観光交流課	電話 0155-65-4169 メール tourism@city.obihiro.hokkaido.jp	
音更町	(徴収事務等) 総務部税務課	電話 0155-42-2111(579) メール zeimuka@town.otofuke.hokkaido.jp	http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/kurashi/zei/shozei/shukuhakuzei.html
	(使途等) 経済部商工観光課	電話 0155-42-2111(738) メール shoukoukankouka@town.otofuke.hokkaido.jp	
新得町	(徴収事務等) 税務出納課課税係	電話 0156-64-0526 メール zeimu@town.shintoku.hokkaido.jp	https://www.shintoku-town.jp/kurashi-tetuduki/zeikin/syukuha kuzei/
	(使途等) 産業課観光振興係	電話 0156-64-0525 メール sangyou@town.shintoku.hokkaido.jp	
釧路市	(徴収事務等) 財政部市民税課税務係	電話 0154-31-4513 メール shi-zeimu@city.kushiro.lg.jp	(宿泊事業者向け) https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010711/1016232.html
	(使途等) 産業振興部観光振興室観光振興係	電話 0154-31-4549 メール ka-kankou@city.kushiro.lg.jp	(宿泊者向け) https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010710/1016119.html